

令和 8 年 9 月 1 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第52号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	2
議第53号	令和7年度草津市一般会計歳入歳出決算	
議第54号	令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第55号	令和7年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算	
議第56号	令和7年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算	
議第57号	令和7年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第58号	令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
議第59号	令和7年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	4
議第60号	令和7年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	6
議第61号	令和8年度草津市一般会計補正予算（第4号）	
議第62号	令和8年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第63号	令和8年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）	
議第64号	令和8年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第65号	令和8年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第66号	草津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案……………	8
議第67号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案……………	10
議第68号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	12
議第69号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	14
議第70号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	16
議第71号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	18
議第72号	市道路線の変更につき議決を求めることについて……………	23

議第 5 2 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

契約の締結につき議決を求めることについて

総合体育館空調設備設置工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	総合体育館空調設備設置工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	190,080,000円
契約の相手方	草津市東草津二丁目3番38号 草津設備株式会社 代表取締役 木村哲久

(参考)

工事場所	草津市下笠町
工事期間	契約締結日から令和9年8月31日まで
工事の概要	床置き型空調設備設置（室内機22台、室外機8台） ※機器（室内機22台、室外機8台）は、支給品 設計業務一式 施工業務一式 工事監理業務一式

議第 59 号

令和 7 年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

令和 7 年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和 7 年度に生じた草津市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和 7 年度草津市水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 7 年度水道事業会計決算書

議第 60 号

令和 7 年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

令和7年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和7年度に生じた草津市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和7年度草津市下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和7年度下水道事業会計決算書

議第 66 号

草津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

草津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

草津市認可地縁団体印鑑条例（平成４年草津市条例第２７号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条　《略》 （登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されている場合は、代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者 （２）～（４）　《略》 （登録申請） 第３条　認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に登録の申請をしなければならない。この場合において、地方自治法施行規則第１８条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 ２　《略》 第４条　《略》 （登録申請の確認） 第５条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第１８条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項ならびに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項および印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査するものとする。 第６条～第１５条　《略》	第１条　《略》 （登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次の各号に掲げる者が選任されている場合は、代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号へに規定する職務代行者 （２）～（４）　《略》 （登録申請） 第３条　認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に登録の申請をしなければならない。この場合において、地方自治法施行規則第１９条第１項第１号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 ２　《略》 第４条　《略》 （登録申請の確認） 第５条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項ならびに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項および印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査するものとする。 第６条～第１５条　《略》
備考　表中の《　》の記載は注記である。	

付　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 67 号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成２５年草津市条例第３号）の一部を次の表のように改正する。

（破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後			改正前		
第１条～第４条　《略》 別表第１（第２条第１項、第３条第１項関係）			第１条～第４条　《略》 別表第１（第２条第１項、第３条第１項関係）		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》
ロクハ公園 プール検討 委員会	《略》	《略》	ロクハ公園 プール検討 委員会	《略》	《略》
ロクハ公園 プール再整 備事業者等 選定委員会	ロクハ公園プール 再整備に係る候補 事業者の選定につ いての調査審議に 関する事務	５人以内			
《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》
別表第２～別表第４　《略》			別表第２～別表第４　《略》		
備考　表中の《　》の記載は注記である。					

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 68 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１０条　《略》 別表（第２条関係） １～３６　《略》 ３７ <u>３歳</u> 未満のこどもを養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、１時間当たり５００円とする。 ３８～４９　《略》	第１条～第１０条　《略》 別表（第２条関係） １～３６　《略》 ３７ <u>１歳</u> 未満のこどもを養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、１時間当たり５００円とする。 ３８～４９　《略》
備考　表中の《　》の記載は注記である。	

付　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市手数料条例の規定は、令和８年６月１日から適用する。

議第 6 9 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

契約の締結につき議決を求めることについて

草津川跡地（区間6）整備工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	草津川跡地（区間6）整備工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	206,622,636円
契約の相手方	草津市野路町467番地の24 衣川建設株式会社 代表取締役 日 山 陽一郎

(参考)

工事場所	草津市東草津一丁目他
工事期間	契約締結日から令和9年3月30日まで
工事の概要	掘削工・土砂運搬工 約32,500m ³ 擁壁設置一式 撤去一式 仮設工一式 他

議第70号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月1日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（電子黒板）
取得価格	29,255,600円
取得の相手方	草津市下笠町1452番地 株式会社ウチダビジネスソリューションズ草津営業所 所長 大 東 治 通

議第 7 1 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
5399	上笠北33号線	草津市上笠四丁目字大町	
		草津市上笠四丁目字大町	
8778	野路南126号線	草津市矢橋町字中ノ沢	
		草津市矢橋町字中ノ沢	
8779	野路南127号線	草津市矢橋町字中ノ沢	
		草津市矢橋町字中ノ沢	
9753	青地北75号線	草津市青地町字堤下	
		草津市青地町字堤下	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



5399

整理番号

路線名

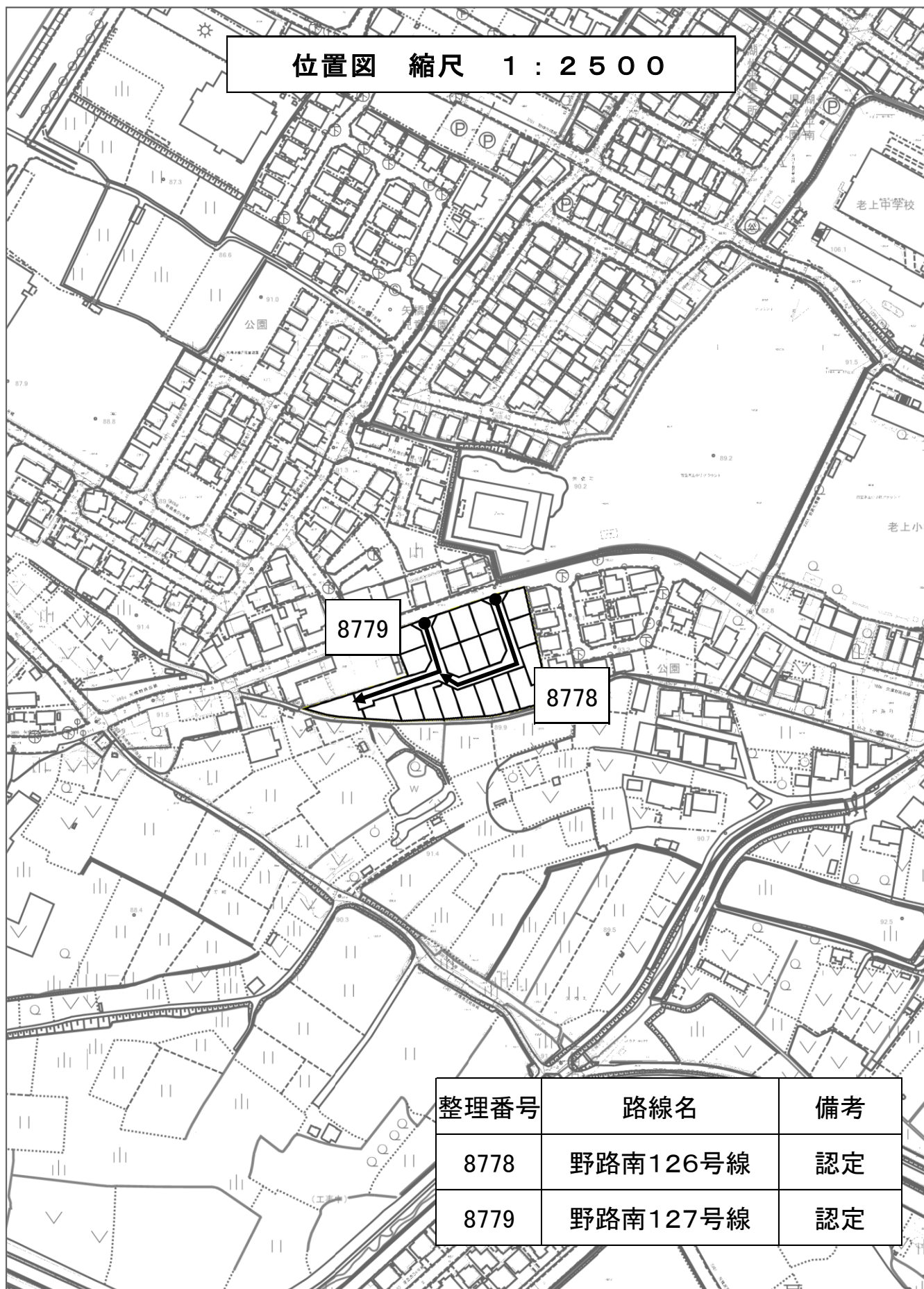
備考

5399

上笠北33号線

認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
8778	野路南126号線	認定
8779	野路南127号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9753	青地北75号線	認定

議第 7 2 号

市道路線の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

草津市長職務代理者

草津市副市長 辻 川 明 宏

市道路線の変更につき議決を求めることについて

次のように市道路線を変更することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	変更後、変更前の起点・終点			重要な 経過地
５３９０	上笠北２９号線	変更後	起点	草津市上笠四丁目字沢ノ町	
			終点	草津市上笠四丁目字大町	
		変更前	起点	草津市上笠四丁目字沢ノ町	
			終点	草津市上笠四丁目字沢ノ町	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
5390	上笠北29号線	路線変更

